「ギセイ」と「犠牲」——ドイツにおける兵役制度をめぐる議論から考える——

柳澤有吾

1. はじめに

道徳教材としての「星野君の二塁打」が議論を呼んだのは、監督の理不尽とも思われるやりかたにただ服従する選手たちを肯定的に描いていると受け止められたためだが、それだけではなく、監督の説諭が時代錯誤と解されたことも大きかった。すなわち、「ギセイの精神のわからない人間は、社会へ出たって、社会を益することはできはしないぞ」という下りが、戦前・戦中の滅私奉公と重ねられて、全体主義を称揚するかのように受け取られたのである（引用は初出版による）。

しかし、吉田甲子太郎がこのお話を雑誌『少年』に発表したのは、戦後間もない 1947 年夏のことで、新しい時代に向けたメッセージを発しているはずのこの少年小説が時代錯誤の滅私奉公を説いているとは考えにくいし、そのことは作者の言説全体からも裏付けられる。「ギセイの精神」という言葉が現代においてもつ響きに惑わされてはならないだろう。「社会を益する」についても同様である。人間の尊重を個人の尊重と等置することを当然視する場合には、個人の利害に先立って社会の利害を立てるような語り口に反発を感じることも、一般的な風潮を考えれば、理解できるところではある。個人がその生育の過程で社会性を身に付けるのは当然だとしても、それはかならずしも積極的に「社会を益する」ことを意味するわけではないし、そのようななかでことさらに社会貢献を求められるとすれば、それに対する警戒心のようなものが頭をもたげてくることもわからないではない。しかしそのことと、そうした現代的な感覚をそのまま半世紀以上もの時を隔てた物語に当てはめてよいかどうかはまた別の問題である。

とくに共同体主義的なスタンスをとらずとも、個人が共同社会に対して寄与することが期待される部分があることは、とくに奇抜な主張でも復古的な主張でもない。個人がアトム的な存在ではなく、共同存在として他者との結びつきのなかにある以上、その共同性を維持し発展させるためには単なる社会化以上のコミットメントが必要となる。ここで「社会貢献」という言葉を用いると胡散臭く響くかもしれないが、搾取や自己犠牲と結びつけられる以前の共同性のあり方から考えた場合には、相互依存にもとづくケア関係も含めて、社会的関係への貢献・寄与を片務的なものや強いられたものとして理解しなければならない必然性はない。また、教育がそれを語ることがそのままそれを強制することを意味するわけでもない（そこに慎重さが要ることはたしかだが）。共同性のなかではじめて人間らしい在り方が可能になることもまた周知の事実であるし、そのことは社会集団がときに——あるいはしばしば——抑圧的なかたちで個人と対立することがあるからといって、妥当性を失うわけではない。

しかしながら、社会に対する寄与・貢献が、極限的なかたちで求められる文脈がいまも変わらずあることをウクライナ戦争は突き付けた。権威主義的国家と呼ばれる軍事優位の国々においてだけではなく、民主主義を標榜する国家においても、まさにその国家の理念に照らして、個人がその命を捧げることは当然の責務として要求されている。復古主義云々ではなく、「いま」の問題として、「社会を益すること」や「ギセイの精神」が問われねばならないのである。

「星野君の二塁打」における「ギセイ」はせいぜいのところ犠牲バント程度であるし、それは集団における分業や広く「役回り」の問題としてある程度までは納得できることであるだろう。しかし、その「ギセイ」の論理の延長線上に個人の生命・財産・自由といったものまでが賭けられることになっても、同様に肯うことができるのか、そうすべきなのか。「ギセイ」の論理を物語内在的に論じるというよりは、その論理の果てにおいて、極限まで先鋭化した形態において捉え直すことが本稿の目的である。そのことによって、個人と社会の関係を、当たり前のように個人主義的人権論をベースにしながら論じることのナイーブさとそれが見ないようにしているものがあらためて浮かび上がってくるであろう。

その際、日本の掲げる平和主義とその焦点としての憲法九条について考えることももちろん必要であるが、それだと議論としては大きくなりすぎる。ここではむしろ、ギセイ／犠牲の論理としての兵役に焦点化して、日本同様に武装解除されたところから出発しながら、東西冷戦の最前線に位置していたことで早々に再軍備と徴兵制復活に踏み切ることになったドイツの事例に即して、その論理の「いま」について考えてみたい。いうまでもなく、デタント（緊張緩和）後の情勢とウクライナ戦争後のそれとはまったく様相を異にしているが、それも含めての「いま」である。

2. ドイツにおける再軍備と兵役復活の背景

第二次世界大戦の戦後処理がドイツ分割という形で行われたことによって、欧州における東西境界線はドイツの中心を走ることになった。西ドイツ側からすれば、主権の回復後の課題は、東西ドイツの統一と、東側への警戒・対抗ということになる。敗戦時に赤軍に席巻され、その戦時暴力の凄まじさを経験した西ドイツにとって、独立後にどう自国の安全保障を図るのかは死活問題であり、背後を固めるとともに西側の後ろ盾の下に東側に対峙することを可能にする点で、NATO 加盟は必然的な選択であった。しかし、NATO に「ただ乗り」することができない以上、それは同時にドイツが軍事的な面で応分の負担を負うことを意味した。他の国々とっては、「あの」ドイツの復活への怖れと地政学的に重要な場所にあるドイツを東側に走らせてはならないという気持ちの双方に引き裂かれている状態で、ドイツを抑えながら必要なだけの力はつけさせて利用せねばならないという困難な課題に直面させられることになった。

こうした状況下では、絶対的なものであるかどうかを問わず、平和主義が唱道される余地は乏しい。もちろんどんな時代にも平和主義の理念は絶えることはないというにとどまらず、戦後直後のドイツにおいても国防軍や兵役に対する――否定というよりは――拒絶が基本的論調であり空気であったわけだが、核戦争の危機を孕んだ冷戦構造に組み込まれ後では、一般の受け止め方としても、非武装・非暴力という選択肢は理想的というよりは夢想的であった。

その一方で、軍の在り方として、職業軍人によるプロフェッショナルな軍隊をもつのか、それとも、一般兵役制度によって軍隊を組織するのかという選択肢は依然として存在する。むしろ、軍事上の合理性や財政的制約などの側面から考えたときに、どちらの方法がどれくらい優位性を示すことができるのかといったことは当然のように議論の的になっているといってよい。それに比べると背景に退いているのは、一般兵役制度を採用する場合の根拠のほうである。基本法制定時に軍務もしくは社会的役務を課すことは織り込み済みなので、それにしたがって徴募を行うこと自体は事務的な手続きに過ぎない。実際に問題となるのは、同時に基本法に書き込まれているところの良心的徴兵拒否者の扱いである。拒否ないし忌避するものが少なくなかったことから国防上の正義（Wehrgerechtigkeit）は論争的な項目としてかならず挙がってくる話題であったが、そもそもなぜ兵役を課することができるのかという点は、自明的前提に近い扱いで、各種の文献においてもほぼ素通りされてしまっているのが実情である。

とはいえ、とくに政治教育の面からすると、そこを放置しておいてよいわけではない。兵役義務拒否者の増大に対応する必要性からいっても、なぜ国のために兵士として戦わなければならないのか、なぜそれが当然の責務なのかといった問いを不問に付すことはできない。連邦政治教育センター発行の冊子（フランツ・ザイトラー、ヘルムート・ラインドル『兵役義務　兵役拒否　兵役代替社会奉仕役務　国防上の正義』、1973 年）掲載の関連史料などを通して、そのあたりを確認するところから始めたい。

A　兵役義務の位置づけ

NATO 加盟諸国の多くが徴兵制を廃止して志願制に移行しているなかで、頑なに兵役義務を国民に課しつづけていたドイツにはドイツなりの事情があった。いうまでもなく、ワイマール期からナチスの時代における軍の在り方に対する反省と警戒である。「国家の中の国家」という言葉で端的に示されたそれは、軍が民主的な国家社会から独立した組織体になってシビリアンコントロールが及ばなくなってしまう事態を意味している。それを防ぐためには、職業軍人によってのみ構成された軍隊ではなく、社会との強い結びつきを失わない軍隊、「制服を着た市民」からなる軍隊を維持することが必要だと考えられたからこそ、国際情勢の変化のなかにおいても徴兵制の維持が重要だと考えられたのであった。

とはいえ、軍事的合理性の観点から言えば、祖国防衛から域外派兵へとミッションの重点が移動していくのに伴って、軍の在り方を見直すことは理の当然であった。また、とくに大きな要因として、財政的理由からも軍の規模を縮小することが求められたが、そうなるといわゆる国防上の正義を実現することはますます困難になる。それでなくとも「良心的徴兵拒否」の割合は大きく、国および同盟の防衛の負担をすべての男性に均等に課することからは程遠い状況であったわけだが、必要な兵力が対象となる年代の人口に比して著しく少なければ、軍務は実際にはごく一部の者の責務ということにならざるを得ない。

無論、徴兵制を排するうえではさまざまな議論があり、また過渡的な措置をめぐっても政治的な駆け引きややり取りがあったことはたしかであるが、ほとんどプラクティカルな問題として処理されていかざるを得なかったし、そうなるだけの情勢変化があったのもたしかである。かつて徴兵制はホイス大統領によって「民主主義の嫡子（legitimes Kind der Demokratie）」と呼ばれたが、そのような根本的・原理的な次元において国防の義務やその担い手と国家との関係が問い直されることはなかったということである。

しかしながら、兵役にかかわる項目が基本法から削除されたわけではないので、その理念も実際的意義も否定されたわけではなく、情勢の変化に従って、必要に応じて徴兵制が再導入されることは前提だということもできるし、実際、ウクライナ戦争に伴って見直しの必要性が論じられている部分もある。そうした点からすると、いま現在どうであるかということだけでこの問題が論じられるのは一面的といわなければならず、そのことはとくに教育の場面を考えると特段の重要性を帯びてくる。「国家のために死ぬこと」がどのように位置づけられるのか。それは現行制度がどうなっているのかという問題でもなければ歴史的過去として知識レベルに位置づけられるだけの問題でもないはずである。次節では教育的な側面からのこの問題の扱われ方を確認したい。

B　教育と徴兵制：背景

兵役との関連で教育が語られることには当然ながら理由があって、1960 年代末に兵役拒否者が飛躍的に増大したことを受けて危機意識が高まったことが背景にある。基本法第 4 条 3 項に規定された兵役拒否の基本権を利用したのはとくにアビトゥア（高校卒業・大学入学資格試験）合格者が多かったので、教育現場に対する関心は当然ともいえる。

1971 年 3 月 26 日の連邦議会演説においてブラント首相（当時）は以下のように述べた。「核時代において絶対的な軍事的安全性はありえない…平和の維持は、さしあたり、威嚇手段の均衡に基づいている。…国家や社会から課せられている義務からの内的離反が年長少年の一部に見られること…一時的な現象だと考えているが、軍務拒否者数の増加に対して手を拱いているわけにはいかない。国防上の正義の一層の強化に努め、良心的理由による軍務拒否に関する疑問の余地のない権利をまったく別の目的のために濫用する者たちと対決しなければならない」。「威嚇手段の均衡」という言葉からは勢力均衡による相互抑止

を前提としていることが伺われるし、兵役拒否の権利をその「濫用」の側から語るところに当時の状況とそれに対する首相の苛立ち読み取ることもできる。

こうした背景のもと、あるギムナジウムの学校新聞には以下のような記事が載った。1971 年のことである。

> 兵役を拒否する憲法上の権利は、宗教的ないし道徳的根拠から他者に対して武器を振りかざすことが耐え難い人々を保護するためにつくられた。しかしながら、今日多くの人々によってこの権利が全く別の目的で利用されていることはほとんど疑いがない。次のようなグループに分けられる。
>
> ・第一のグループにとっては、暴力行使は真の良心の葛藤を意味する。良心に基づく彼らの決断を保護することは、基本法第 4 条 3 項および兵役法の実施規定の意図するところである。
> ・第二のグループは、兵役から逃げ出して、さっさと職業訓練を受けたり職に就いたりして、嫌な肉体訓練を免れるためにその条項を利用しようとしている人々から構成される。
> ・第三の小さな、しかし非常に活動的なグループが試みているのは、連邦軍廃止のための、否、それどころかわれわれの国家の破壊のための政治的戦闘手段として兵役拒否を悪用することである。
>
> 兵役拒否のアジテーターたちは、連邦軍との関係について、自分たちが平和を求めているのに対して兵士たちは戦争を求めているかのように思わせようとしている。このナンセンスは多くの人の頭の中でなお東側のプロパガンダによって支持されている。東側にとってドイツ連邦国防軍は「狂犬病のナチ司令官たちが手にしている報復主義の道具」である。
>
> こうして事実は転倒させられる。連邦国防軍が創設されたのは第二次世界大戦後のソビエトの拡張政策の頂点においてである。連邦軍の使命は当時も今日も将来においても平和の維持・確保にほかならない。
>
> 連邦国防軍は、ほとんど四半世紀にわたってヨーロッパに平和をもたらしてきた威嚇政策の構成要素であり、威嚇政策は大変動、騒乱と不安定な世界における重要な機能である。
>
> （Essen-Werden ギムナジウムの学生新聞 ”Konturen” Nr.29/1971）

現在と違って東西の緊張度がきわめて高いなかでは、イデオロギー的な争いが学校の日常にも直接反映される。同時に、ここでも威嚇政策が当然視されていることには留意が必要である。そのような前提を置くと、正当かつ必須の業務に当たっている連邦軍に対する

批判は、世界の現実に対する無理解を示すか、さもなければ東側イデオロギーによって惑わされていると見なされることになる。兵役拒否の余地は認められているものの、あくまでも「良心」という個人的領域に限定された権利としてであって、政治的状況の評価や公共的・倫理的主張としてではない。かくして兵役拒否の論理は、個人化され内面の領域へと追いやられて政治的意味を失うことになるのである。

しかしながら、このように個人化され心理化された兵役拒否ではあるが、逆に言えば、そのような形においてであれば兵役義務も多様に論じられたのではある。たとえば、動機づけに注目した以下のようなコメントもある。「兵役義務のもっとも深い核となる動機は、我々の国家を防衛することの価値と必然性について確信し、そのことに感激させることのうちにある。強いられた義務の人間化は、若者がこの義務の意味を見て取り無条件に肯定するにとどまらないところではじめて始まるのだが、それは彼が義務に対して、アンガージュマン、価値による感銘、そして感激に関して自らの個人的プラス（超過分）を付け加えることによる。…見て取られるべきは、我々の軍隊とそれとともに国家が動機づけのパラドックスで身を養っているということである。つまり、終わりを意味する戦争をしないで済むようにするために強くなければならないという考え方のことである。若者たちにこのパラドックスを説明しなければならない」（フランツ・ペゲラー「兵役にはまだ意味があるのか」、1972 年版『国防研究(Wehrkunde)』、191 頁)。

動機付けについて語られているとはいえ、このパラドックスは心理的なものではなく核軍拡競争に内在するロジック（の破綻）そのものである。戦争をしないための強さを抑止力として有効たらしめるためには、「戦争をしない」という究極目的が表立って主張されてはならず、逆に、必要とあらばいつでも戦争に踏み切り、相手を殲滅する用意があることを相手に確信させなければならない。それは主観的には（少なくとも当初は）装いであり「見かけ」かもしれないが、対外的には「本気」と見分けがつかないものでなければならない。同盟国も含めてそのように信じられるのでなければ意味をなさないのであれば、それは実際上「戦争をする」用意があるものとして存在し機能するということである。そのとき「本心」では「戦争をしない」ことを目指しているといったところで、それはどこにもリンクしていない、空回りする歯車にすぎない。

ただし、それがある種の現実主義であるとしても、それが単なる現状追認でしかないときまっているわけではない。力の論理の隠蔽形態としての「現実主義」ではなく、理想を見据えた現実主義というものがありうるのなら、それはそれで一考に値する。たとえば、1972 年 5 月 26 日付 Zeit 紙の投稿欄には以下のような一節が見いだせるが、これはどうか。「われわれは新しい合理的倫理のようなものを必要としているが、それを我々に提供できるのはもちろん平和主義的知識人だけである。良心としてのその機能は実際計り知れない。しかしながら、そのような未来への過渡的段階にあるものとして重要なのだが、われわれは次のような楽しみのないタイプの兵士を生み出さなければならない。すなわち、自らの戦争業務の必要性を常に吟味することにおいて現状[維持]Status quo を斟酌する兵士であ

る」。むきだしの現実主義ではないが、これだけで理想主義的現実主義といってよいかどうかは疑問である。というのも、理想的未来と現在とを切り離しただけのようにも見えるからで、重要なのはその未来が現在を統制する理念として機能しているのかどうかである。それなくしてはたんに両者の顔を立てているにすぎず、折衷案の域を出ない。

C 教育と徴兵制：世論と兵役

連邦政治教育センター冊子の最後のパートは「世論における兵役（Wehrpflicht in der öffentlichen Meinung）」と題されている。その前半部分は学校教育との関連にフォーカスしており、1970年代初頭のドイツ連邦国防白書は、国土防衛に関する学校の役割にも筆を割いている。

> 毎年ほぼ18万人の若者たちが兵役義務者として連邦国防軍を体験している。[しかし]学校で我々の憲法秩序や社会秩序について平和保障や国土防衛を理解できるよう知識を与えられている者はわずかしかいない。連邦国防軍の責務は憲法に定められている。我が国の憲法について講じる者は、この憲法上の責務を素通りすることは許されない。国家が若年の国民に兵役を課しているだけにいっそうそうである。教員養成課程からして国防は明確に位置づけられていない。教育者に専門的知識が欠けていることもしばしばである。社会の教科書にはこの問題に関する記載がほとんどないか、あっても不十分である。首相は1970年11月19日に諸州首相に手紙で以下のように伝えた。「社会科の授業や指導書における平和保障の枠組みでの防衛問題の扱いは州ごとにまちまちで、部分的にはまた不十分である。このことは我々の民主主義における連邦国防軍の責務と位置づけについても妥当する。私見であるが、保護と平和を目的とする政治が社会科授業において必須であることが説明されなければならないのと同様に、あらゆる緊張緩和政策の前提として十分な防衛が必要であることの理解が若者たちの間で喚起されねばならない。この呼びかけは聞き届けられ、新しい授業要綱が複数の州で準備されている。
> （1971/2年版国防白書、1971年、86頁）

教科書やカリキュラムだけではない。ブラント首相（当時）は学校現場に（下）士官を派遣して宣伝に努めるべきことを各州首相を集めた会議で積極的に主張している。

> 学校は責任ある批判的思考を若者たちに可能にしなければならないが、しかし見逃されてならないのは、最低限の予防措置まで断念することは平和と自由を危うくすることである。・・・連邦国防軍の青少年担当士官は、連邦国防軍の責務や安全保障政策の枠内でのその役割を学校において専門的に説明することに使える。すでにいくつ

かの州では指示を出して青少年担当士官や下士官が[学校で]仕事をすることを可能にし、また容易にしている。他の州もこの例に倣ってくれることを期待したい。長きにわたる実践で示されてきたことは、この若い士官たちは情報を与えているのであって宣伝しているのではないということである。
（連邦政府報道情報局公報 1971 年 3 月 27 日、473 頁）

ただし、学校をたんなる青田買いの場にしようというわけではなく、そのことは上の引用の最後の一文からも見て取られる。教員組合も含めて、兵役と兵役拒否のふたつの選択肢のバランスをとることには――実際にはそれがいかに困難なことであるにしても――腐心している。その大元には、なんといっても憲法のなかに兵役とそれを拒否することの双方が書き込まれているという事実がある。地政学的なポジションの違いは、だれがそれを担うのかは別としても、国土防衛義務そのものについては疑問の余地を残さない。それを括弧に入れて前提を問おうとする態度はむしろ現実離れした抽象論という扱いを受けることになる。いわゆる「現実主義」というのではない実感がそれを支えている。もちろん、そうした実感なるものもまた相対的なものであり、一般化が困難であることは言を俟たない。それでもそうした感覚を無視した議論が、ウクライナやガザあるいはミャンマーやシリアの現状を十分に捉えることができるとも思われない。非暴力抵抗の立場を採る場合でも、あるいは、そうであるならばなおのこと、かの現実感覚を受け止める必要があるだろう。

D　1970 年代社会科教材の内容と兵役

社会科の、とくに安全保障関連教材の内容分析を行った研究が 1980 年に Europäische Hochschulschriften の一冊として出版されている（イングリッド・アンカー、フリッツ・ゼリンカ『兵役義務のための教育?』)。1960 年代後半から 70 年代後半あたりでの国際情勢・ドイツ国内情勢を背景にして兵役がどのように教材面で扱われたのかを 81 冊の対象教科書に即して具体的に調査した貴重な研究である。安全保障にかかわる内容は特定のブロックを構成しているわけではなく、あちこちに散らばっている。「全社会的および政治的な位置値に対応するかたちで社会科教科書内で扱われているわけではない・・・安全保障政策のテーマ群は、その他の社会的政治的テーマ同様、量的にはともかく質的には不十分にしか扱われていない」(175 頁)。素材としての連邦国防軍は孤立した形で取り上げられていて、より大きな国際的安全保障の枠組みとの結びつきはない。「たいていの教科書執筆者は、”ここでは国民の義務、あそこでは基本権”と注を付けるだけで満足してしまっている。兵役と兵役拒否の位置値を関連付けながらまとめているようなところはほとんど見いだせない。さらに、少なくとも社会科教科書の教授プログラムのうちでは、兵役拒否の権利は兵役に比べると頻度が少なく扱いも薄い」(176 頁以下)。

では、戦争概念はどうかといえば、概ね否定的に描かれている。平和を願ってはいるものの、「非軍事的次元での平和表象は――欧州統合の未来像を除くと――手を付けられていない・・・兵役義務というものがあり兵役拒否の基本的権利があるという基礎知識を伝えることは一定程度しかなされていない。この複合的テーマに関して自らの立場を確立するためには、教科書はほとんど役に立たない。総じて社会全体を考察するやり方や展望が欠けているのである」(178 頁以下)。「戦争は社会科の教科書では不可避的な自然の惨禍として示されているわけではない。教科書著者たちは期待通りに戦争一般をしばしば否定的で人を怯ませる文脈にもってくる。とくに、核による対立の可能性の恐ろしい帰結は露骨なかたちで具体的に示される部分もある。戦争に対する警告はほとんどすべてのページを貫いている」(179 頁)。

しかしながら、戦争の手前にあるべきものに関する記述は心もとない。「一方にある<戦争>の恐ろしげな記述と、他方にある平和状態を共通に願うこととのあいだで、軍事的対立の出番が来る以前に何らかの種類の平和的予防手段に十分な理解を示すということが欠けているのに気づく。教科書の著者は<消極的>平和概念になお大幅にとらわれているようにみえる」(180 頁)。国連憲章や、紛争の非暴力的克服という国連の措置がモデルになるにとどまっているというのである。

ここでもやはり現実的な力学に引きずられて、構造的暴力に目を向けることを含めた「平和」や「暴力」の多様な在り方への目配りが不十分で、戦争という事態に陥らないための努力やそのために必要な知識などの扱いが足りていないことがわかる。

3. 現代における政治教育と兵役

冷戦の終結と緊張緩和を受けて各国で徴兵制は縮小ないし廃止され、ドイツも 2011 年 1 月に最後の招集を行ったあと、制度としては廃止されたままである。こうした変化のなかで兵役の語られ方はどうかわったのか。ひとつの例として、安全保障政策に関する専門的シリーズの中の一冊、2010 年発行の『兵役――民主主義の嫡子』(Wissenschaft & Sicherheit Band 7)を取り上げたい。政治との関係が問われることから連邦議会議員も多く寄稿しているが、マーク・アンドレスとザビーネ・ゲネツケによる論説「兵役と政治の授業」が学校授業に焦点化しているので、ここではそれに注目する。

この論文はまず連邦軍が女性にも門戸を開いたことからはじめて、社会の広い範囲で兵役が中心的意味を占めるようになったことを確認したうえで、社会化装置としての学校の使命をふまえて、学校において連邦軍と兵役にどのような意義が帰せられるのかを問おうとする。「政治的成熟、すなわち、政治問題や法的諸原則を顧慮しつつ分担や社会参加の準備が出来ていることのような、目指されている一般的授業諸目的は、責任を意識した市民の基礎的能力に関係している・・・すべての教育施設の最上位の目的は、子どもや若者に責任を意識した市民として社会生活に参与するために必要な能力を得させることである。

それはとりわけ個々人の権利に関する知識と解されるが、義務もまたそうである」(316頁)。この「義務」が一般兵役義務につながっていくわけだが、しかし、「”平和と安全保障の政治”一般というテーマや、個別的には”連邦国防軍”というテーマ、そしてそれと結びついたテーマである”兵役と兵役代替役務”というテーマがどんな位置値を有するのかということに関する・・・現行カリキュラムの研究からは、まったく多種多様な像がもたらされている」(318頁以下)という。

「平和と安全保障の政治」というテーマは学校形態を問わず政治の授業のあらゆるカリキュラムに含まれているものの、「連邦国防軍」の項目とは必ずしも結びついておらず、「兵役と兵役代替社会奉仕役務」となるともっと減る(ブランデンブルク、ニーダーザクセン、ブレーメンおよびハンブルクでは扱いがない)。ただしニーダーザクセンでは宗教の授業で取り上げられており、その他、補足的な仕方でカリキュラムに取り入れられていることもあるようなので、実情はそれほど極端なものではない可能性がある。すくなくとも全 16 州のうち 12 ないし 13 の州で「兵役と兵役代替社会奉仕役務」というテーマは重視されていることはたしかである(cf.319 頁)が、その位置価はどうかというと、「平和と安全保障政策」というテーマ領域は最終学年の最後に位置づけられているのが通例で、時間不足になることも珍しくない。ギムナジウムの上級段階においてはもうひとつ大きな問題があって、最終学年の後半段階では男子生徒たちは兵役に関する決断をすでに下してしまっていて間に合わない。ことは時間数の問題にとどまるものではなく、「生活世界との連関が阻害されることになる」(320頁)というのである。

連邦軍の域外派遣や兵役の意義をめぐる議論に際して、「平和と安全保障の政治」領域の政策科学的に論議を呼ぶテーマが問題になっているということが無視されている。こうしたテーマは政治の授業においても位置づけられるべきものである。ただ、「”権利と義務”というテーマ領域の枠組みにおけるほうが本質的によりよく生活世界とのこの関連づけはなされるのではないか。兵役義務から帰結する兵役やその代替案への問いは生徒たちにとってずっと意味があるのではないか? 海外派兵の可能性にくらべて生徒たち自身に将来関わる状況が問題になっているからだ」(320 頁)と「権利と義務」の枠組みで論じることのメリットが強調されている。また、兵役代替社会奉仕役務やその長所短所をめぐる議論には、女子生徒も含み込んでいく可能性がある。他の関連科目との関係については、以下のように述べる。「兵役に対する賛否の決断の個人的理由への問いはすでに倫理や宗教の授業で主題化されているのに対して、政治の授業では、通用している法的規則について知らせ、可能なオプションについて示し議論すべきであろう。換言すれば、政治の授業では、各個人が合理的に兵役に関する賛否を決定できるための基礎となる論拠を提供すべきである。”兵役と兵役代替社会奉仕役務”というテーマを政治の授業にそのように統合することによって、政治の授業は、現代の諸要求とそれに伴う、実践的な”生きる上での支援”であるという目的によりよく対応できるであろう」(321 頁)。つまり、連邦国防軍という生活世界との関連が薄いテーマよりも、兵役義務やそれに伴う代替役務の具体的で啓蒙的な考

察のほうがよいのではないかということである。「まず目的であるべきは、若者たちに参加や学校外のパートナーとのコミュニケーションを可能にすることで、それによって同時に日常生活の問いや問題に向き合い、公共的関心事に参加していく能力を促進することである」(323 頁)。

こうした議論は、今風に言えば「自分事」として平和や安全保障の問題を考えさせるための方法論的考察としては一定意味をもつことであるかもしれないが、個人的決断としての義務や権利から出発することに重きが置かれることで、公共的次元における問題の本質を探究したりその帰結を考察したりすることが相対的に背景に退くことになりはしないかとも懸念される。たえず不穏な空気が漂っているだけではなく、現実に若者や壮年の男たちが戦場へと動員されている（あるいは動員されようとしている）いまの世界こそが生活世界的現実であり、それは個人的決断の問題である前に、そのようにして個人に決断を迫る状況や政治体制、あるいは社会構造の問題である。冷戦終結と緊張緩和のおかげで切実な問いに直面しなくても済んだ時代は過去のものとなった。しかし時事的な理由だけが問題なのではない。平和を謳歌できる状況がまたいずれは訪れるかもしれないが、その陰に今日のような構造が温存されているのであれば、戦争はつねにそこにあり、兵役もそれを拒否することも現在的な問題であり続ける。状況が要求することだけではなく、その状況の変化のなかで背景に退いているように見えるときも含めて、社会や国家との関係を、言うところの「権利や義務」の基礎に遡って考察することが求められているのである。